

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一六号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入すること等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の三点を、条例による選挙公営の対象とする。
- 二、町村の選挙において選挙運動用ビラの作成を公営の対象とするに当たって、町村議会議員選挙においてビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数は千六百枚とする。
- 三、町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は十五万円とする。
- 四、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。